

令和元年台風第19号の暴風雨による 各種支援制度のご案内

このたびの水害に被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このパンフレットは、皆さまの生活再建のために、市の支援制度等をまとめたもの
ですので、ご活用ください。

掲示板

● り災証明書

市が実施した住家の被害認定調査に基づき、11月11日から発送を開始しました。

● コールセンター 電話0248(75)1111

各種災害相談は、担当課へ取次ぎしています。

(対応できる時間は、相談窓口等の開設時間となります。)

● 相談窓口(みんなのスクエア)・その他申請相談窓口

場 所：市役所 1階

開設時間：午前8時30分～午後5時15分

※土日祝日も開設しています。

(土日祝日は、災害に関する相談または申請業務以外は
受付できません。)

※ ウルトラFMでも災害情報を随時放送中です。【周波数 86.8MHz】

※ 最新の情報は、市ホームページからご覧いただけます。(下のQRコードへ↓)

須賀川市



市災害情報
ホームページ

※現時点の制度です。

申請時には、最新の情報をご確認ください。

目次

| 分野 | No. | 支援制度名 | 頁 |
|-------------------|---------------|--------------------------|----------------|
| り災証明書等 | 1 | り災証明書申請 | 1 |
| | 2 | り災証明書交付（自己判定方式） | 1 |
| | 3 | 建物の被害認定再調査 | 2 |
| | 4 | り災証明書再交付 | 2 |
| | 5 | 被災証明書交付 | 3 |
| | 6 | 証明書交付手数料の免除 | 4 |
| 見舞金 貸付金 給付金 | 7 | 災害見舞金 | 5 |
| | 8 | 災害援護資金貸付金 | 5 |
| | 9 | 災害弔慰金 | 7 |
| | 10 | 災害障害見舞金 | 8 |
| | 11 | 被災者生活再建支援制度 | 9 |
| 税等 (減免・延長) | 12 | 個人市県民税の減免 | 10 |
| | 13 | 固定資産税・都市計画税の減免 | 12 |
| | 14 | 国民健康保険税の減免 | 14 |
| | 15 | 国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除 | 15 |
| | 16 | 後期高齢者医療保険料の減免 | 15 |
| | 17 | 介護保険料の減免 | 16 |
| | 18 | 市税等納期限の延長 | 17 |
| | 19 | 後期高齢者医療保険料の納期限延長 | 17 |
| | 医療・介護 | 20 | 国民健康保険一部負担金の免除 |
| 21 | | 後期高齢者医療保険料一部負担金の免除 | 18 |
| 22 | | 介護保険サービス利用料の免除 | 19 |
| 子育て・教育 | 23 | 保育所・こども園保育料の減免 | 20 |
| | 24 | 児童クラブ保育料の減免 | 21 |
| | 25 | 被災した児童・生徒への教科書・文房具支給 ※ | 21 |
| 上下水道 住宅 | 26 | 上下水道料金の減免 | 22 |
| | 27 | 下水道受益者負担金等の納期限延長 | 23 |
| | 28 | 住宅の応急修理制度 | 24 |
| | 29 | 民間賃貸住宅の借上げ制度 | 25 |
| | 30 | 一時的な市営住宅の無償提供（一時避難受入れ） ※ | 26 |
| | 31 | 一時的な県営住宅の無償提供（一時避難受入れ） ※ | 26 |
| 農業・商工業 | 32 | 農業被害証明書交付 | 27 |
| | 33 | 農業等災害対策の相談 | 28 |
| | 34 | 農地等災害対策の相談 | 28 |
| | 35 | 事業用資産り災証明書交付 | 29 |
| | 36 | 災害救援物資の提供 | 29 |
| | 37 | 豪雨対策特別資金融資制度 | 30 |
| | 衛生・健康 災害ごみ | 38 | 保健師等による健康相談 |
| 39 | | 家屋床下の消毒・消毒液の無料配布 | 31 |
| 40 | | 消毒液の無料配布（事業所） | 31 |
| 41 | | 災害ごみの収集 | 32 |
| その他 | 42 | 個人番号カード・通知カード再交付手数料の免除 | 32 |

（※の支援制度は、受付等が終了しているものです。）

No.1

【り災証明書等】

り災証明書申請

◆第2版～

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 市が実施する住家の被害調査結果に基づく「り災証明書」により、各種支援制度が利用できます。 |
| 2 活用できる方 | 令和元年台風第19号の暴風雨により住家の被害を受けた市内居住者で、居住地に住民票がないため、「り災証明書」が届いていない方。 |
| 3 必要書類等 | ○身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）と、次のいずれかを持参してください。 ・住民票がある市町村から発行される届出避難場所証明書 ・アパート等の家賃明細（請求書又は領収書） ・光熱水費等の公共料金請求書 ・区長、民生委員からの居住証明書（様式は任意） |
| 4 手続き | り災証明書（再交付）交付申請書を提出してください。 |
| 5 提出先 | 市役所 1階 相談窓口（みんなのスクエア） |
| 6 受付日・時間 | 令和元年11月12日（火）から受付開始 午前8時30分～午後5時15分 |
| 7 お問い合わせ | 税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125 |

No.2

【り災証明書等】

り災証明書交付（自己判定方式）

◆第2版～

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 市が実施する住家の被害調査結果に基づく「り災証明書」により、各種支援制度が利用できます。 |
| 2 活用できる方 | 令和元年台風第19号の暴風雨により住家の被害を受けた市内居住者で、被害状況が「一部損壊（準半壊）」に至らないとなる見込みであるため、自己判定方式による「り災証明書」に合意できる方。 |
| 3 必要書類等 | ○身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）と、次のいずれかを持参してください。 ・被害状況が分かる写真 ・修繕見積書 |
| 4 手続き | り災証明書交付申請書（自己判定方式）を提出してください。 |
| 5 提出先 | 市役所 1階 相談窓口（みんなのスクエア） |
| 6 受付日・時間 | 令和元年11月12日（火）から受付開始 午前8時30分～午後5時15分 |
| 7 お問い合わせ | 税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125 |

No.3

【り災証明書等】

建物の被害認定再調査

◆第2版～

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 市が実施した被害認定調査の判定結果に納得できない場合は、再調査を申請することができます。 |
| 2 活用できる方 | り災証明書を交付された方 |
| 3 必要書類等 | り災証明書 本人が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） |
| 4 手続き | 建物の被害認定再調査申請書を提出してください。 |
| 5 提出先 | 市役所 1 階 相談窓口（みんなのスクエア） |
| 6 受付日・時間 | 令和元年 11 月 12 日（火）から受付開始 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |
| 7 お問い合わせ | 税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125 |

No.4

【り災証明書等】

り災証明書再交付

◆第2版～

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 市が実施する住家の被害調査結果に基づく「り災証明書」により、各種支援制度が利用できます。 |
| 2 活用できる方 | 令和元年台風第19号の暴風雨により住家の被害を受けた市内居住者で、「り災証明書」が交付された方。 |
| 3 必要書類等 | 本人が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） |
| 4 手続き | り災証明書（再交付）交付申請書を提出してください。 |
| 5 提出先 | 市役所 1 階 相談窓口（みんなのスクエア） |
| 6 受付日・時間 | 令和元年 11 月 12 日（火）から受付開始 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |
| 7 お問い合わせ | 税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125 |

被災証明書交付

| | |
|----------|---|
| 1 支援の内容 | 家屋及び家屋以外の工作物（物置、カーポート等）や自動車などの動産の被災について、市に届け出たという行為を証明するものです。 なお、この証明書は、「被災の程度」を証明するものではありません。 |
| 2 活用できる方 | 令和元年台風第 19 号の暴風雨で被災した方 |
| 3 必要書類等 | 被災状況が分かる写真、修繕見積書など |
| 4 手続き | 被災証明書交付申請書を提出してください。 |
| 5 提出先 | 市役所 1 階 相談窓口（みんなのスクエア） 仁井田・小塩江・大東各市民サービスセンター |
| 6 受付日・時間 | 令和元年 11 月 11 日（月）から受付開始 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※市役所 相談窓口は、土日祝日も受付を行います。 ※各市民サービスセンターは、平日のみの受付となります。 |
| 7 お問い合わせ | 税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125 |

証明書交付手数料の免除

| | | | | | | | |
|-------------|---|-----|-----------------|-------------|--|---------|-----------------|
| 1 支援の内容 | <p>復興手続や各種支援制度等の申請に添付する証明書の交付手数料を免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類 印鑑登録証明書、住民票の写し 所得及び課税証明書、納税証明書、資産証明書 <p>※ コンビニ交付は、対象外となります。 ※ 既に納入された手数料の還付はありません。</p> | | | | | | |
| 2 活用できる方 | <p>須賀川市が発行する「り災証明書」または「被災証明書」の交付を受けている世帯主及び同一世帯員</p> | | | | | | |
| 3 必要書類等 | <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書または被災証明書 ・窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証、保険証など） ・委任状（代理人が来时き） ・印鑑登録証（印鑑登録証明書を請求するとき） <p>※ご不明な点はお問い合わせください。</p> | | | | | | |
| 4 手続き | <p>窓口備え付けの申請書に、り災証明書または被災証明書を添付して提出</p> <p style="text-align: center;">【交付期限：令和2年3月31日まで】</p> | | | | | | |
| 5 提出先 | <p>市民課及び各市民サービスセンター 税務課</p> | | | | | | |
| 6 受付日・時間 | <p>午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日は、市民課で受付を行います。 ※税務課、各市民サービスセンターは、平日のみの受付となります。</p> | | | | | | |
| 7 お問い合わせ | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民課</td> <td style="width: 50%;">電話 0248-88-9134</td> </tr> <tr> <td>各市民サービスセンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税務課 税制係</td> <td>電話 0248-88-9123</td> </tr> </table> | 市民課 | 電話 0248-88-9134 | 各市民サービスセンター | | 税務課 税制係 | 電話 0248-88-9123 |
| 市民課 | 電話 0248-88-9134 | | | | | | |
| 各市民サービスセンター | | | | | | | |
| 税務課 税制係 | 電話 0248-88-9123 | | | | | | |

No.7

【見舞金・貸付金・給付金】

災害見舞金

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 災害により住居に被害のあった世帯に対し、災害見舞金を給付します。 全壊 10万円 半壊（大規模半壊含む） 5万円 |
| 2 活用できる方 | 現住する住居に「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の「り災証明書」を受けた世帯 ※ 建物の所有者であっても、居住されていなかった場合については対象となりません。 ※ 倉庫、店舗等については対象となりません。 |
| 3 必要書類等 | 被災届、預金通帳の写し |
| 4 手続き | 「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の「り災証明書」が交付された世帯に被災届を送付します。必要事項を記入し、預金通帳の写しを同封のうえ返送してください。 |
| 5 提出先 | 社会福祉課 福祉総務係 |
| 6 受付日・時間 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 7 お問い合わせ | 社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111 |

No.8

【見舞金・貸付金・給付金】

災害援護資金貸付金

| | |
|----------|---|
| 1 支援の内容 | 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 貸付限度額等は、次ページのとおりです。 |
| 2 活用できる方 | 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 (2) 家財の3分の1以上の損害 (3) 住居の半壊又は全壊 ※ 貸付を受けるには連帯保証人をつけることが必要です。 ※ 所得制限があり、所得制限は次ページのとおりです。 |
| 3 必要書類等 | 申込みに必要な書類は、次ページのとおりです。 |
| 4 手続き | 必要書類を取り揃え、社会福祉課 福祉総務係で申請してください。 |
| 5 提出先 | 社会福祉課 福祉総務係 |
| 6 受付日・時間 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 7 お問い合わせ | 社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111 |

貸付限度額等

| | | |
|---------------|-----------------------|-----|
| 貸付限度額 [万円] | 1 世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合 | |
| | ア 当該負傷のみ | 150 |
| | イ 家財の 3 分の 1 以上の損害 | 250 |
| | ウ 住居の半壊 | 270 |
| | ※住居を建て直す場合 | 350 |
| | エ 住宅の全壊 | 350 |
| | 2 世帯主に 1 か月以上の負傷がない場合 | |
| | ア 家財の 3 分の 1 以上の損害 | 150 |
| | イ 住居の半壊 | 170 |
| | ※住居を建て直す場合 | 250 |
| ウ 住居の全壊 | 250 | |
| ※住居を建て直す場合 | 350 | |
| 貸付利率 | 年 1.5% (据置期間中は無利子) | |
| 据置期間 | 3 年 | |
| 償還期間 | 10 年 (据置期間を含む。) | |
| 償還方法 | 年賦、半年賦又は月賦 | |
| 申込期限 | 令和 2 年 1 月 31 日 | |

所得制限

| | |
|-------|-----------------------------|
| 世帯人員 | 市町村民税における平成 30 年中の総所得金額 |
| 1 人 | 220 万円以下 |
| 2 人 | 430 万円以下 |
| 3 人 | 620 万円以下 |
| 4 人 | 730 万円以下 |
| 5 人以上 | 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額 |

申込みに必要な書類

| 申込みに必要な書類 | 申込人 | | | 連帯保証人 |
|---|-----|-----------|------|-------|
| | 全半壊 | 家財 1/3 | 負傷のみ | |
| (1)災害援護資金借入申込書 (所定のもの) | ○ | ○ | ○ | |
| (2)住民票 ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (3)所得証明書 (平成 30 年分) ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (4)医師の診断書 | △ | △ | ○ | |
| (5)り災証明書の写し | ○ | ○ | ○ | |
| (6)家財の損害状況調書(所定のもの) | | ○ | | |
| (7)解体証明書 ※住居を建て直す場合に必要 | △ | | | |
| (8)契約書の写し等 ※補修・購入等に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況が分かる写真等 | ○ | ○ | | |

○…必要となる書類、△…場合によっては必要となる書類

貸付けの段階で必要な書類

- ・印鑑証明書 (借受人、連帯保証人)

災害弔慰金

| | |
|----------|---|
| 1 支援の内容 | <p>災害により死亡された市民の方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。</p> <p>災害弔慰金の支給額は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活維持者が死亡した場合 500 万円 ・その他の者が死亡した場合 250 万円 |
| 2 活用できる方 | <p>災害により死亡した方（須賀川市に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。</p> <p>支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母です。</p> <p>※①から⑤の遺族がいずれもない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る）</p> |
| 3 必要書類等 | 下記にお問い合わせください。 |
| 4 手続き | 下記にお問い合わせください。 |
| 5 提出先 | 社会福祉課 福祉総務係 |
| 6 受付日・時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |
| 7 お問い合わせ | 社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111 |

災害障害見舞金

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | <p>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給します。</p> <p>災害障害見舞金の支給額は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活維持者が重度の障害を受けた場合 250 万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合 125 万円 |
| 2 活用できる方 | <p>災害により以下のような重い障害を受けた方です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①両眼が失明した方 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢を肘関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方 ⑦両下肢を膝関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方 |
| 3 必要書類等 | 下記にお問い合わせください。 |
| 4 手続き | 下記にお問い合わせください。 |
| 5 提出先 | 社会福祉課 福祉総務係 |
| 6 受付日・時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |
| 7 お問い合わせ | 社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111 |

被災者生活再建支援制度

| | |
|----------|---|
| 1 支援の内容 | <p>居住する住宅が災害により全壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に生活再建を支援するため、支援金を給付する制度です。</p> <p>基礎支援金は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊世帯 100万円（単身世帯 75万円） ・大規模半壊世帯 50万円（単身世帯 37万5千円） <p>加算支援金は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅を建設・購入する場合 200万円（単身世帯 150万円） ・補修する場合 100万円（単身世帯 75万円） ・賃借する場合（公営住宅を除く） 50万円（37万5千円） |
| 2 活用できる方 | 居住する住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯 |
| 3 必要書類等 | <p>【基礎支援金】 預金通帳の写し</p> <p>【加算支援金】 預金通帳の写し、契約書の写し</p> |
| 4 手続き | <p>次のいずれかの方法によりお手続きください。</p> <p>① 被災者生活再建支援金支給申請書、預金通帳の写しを取り揃え、社会福祉課で申請してください。</p> <p>② 「全壊」、「大規模半壊」のり災証明書が交付された世帯に対し申請書を送付します。必要事項を記入し、預金通帳の写しを同封のうえ返送してください。</p> <p>※加算支援金も申請される方は、契約書の写しも必要です。</p> <p>※一定の要件を満たして半壊（大規模半壊を含む。）の住宅を解体した際、基礎支援金の差額が支給される場合があります。この場合は、「住家解体証明書」や「滅失登記簿謄本」などが必要となります。</p> |
| 5 提出先 | 社会福祉課 福祉総務係 |
| 6 受付日・時間 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 7 お問い合わせ | 社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111 |

個人市県民税の減免

平成31年度個人市県民税の災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減免します。

- ・普通徴収 : 第3期分以降
- ・給与特別徴収 : 10月徴収分以降
- ・年金特別徴収 : 10月徴収分以降

●減免を受けることができる要件及び減免の割合等

(1) 個人市県民税の減免割合等

納税義務者（控除対象配偶者、扶養親族含む。）の所有に係る住宅又は家財が災害により受けた損害の程度及び平成30年中の合計所得金額に応じた減免の割合。

ただし、平成30年中の合計所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。

| 合計所得金額 | 減免の割合 | |
|---------|---------------------------|-----------------|
| | 損害の程度が2/10以上 5/10未満のとき | 損害の程度が5/10以上のとき |
| 500万円以下 | 1/2 | 全部 |
| 750万円以下 | 1/4 | 1/2 |
| 750万円超 | 1/8 | 1/4 |

(2) 災害により農作物に被害を受けた場合

農作物の減収による損失額（※1）が、平年（※2）における農作物の合計収入金額の3/10以上となる方に対し、農業所得に係る市県民税の所得割の額について、平成30年中の合計所得金額に応じた割合により減免します。

ただし、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円以下の方に限ります。

（※1）農業共済金等により補てんされる金額を除く。

（※2）平年とは過去3年間の平均をいう。

| 合計所得金額 | 減免の割合 |
|---------|-------|
| 300万円以下 | 全部 |
| 400万円以下 | 8/10 |
| 550万円以下 | 6/10 |
| 750万円以下 | 4/10 |
| 750万円超 | 2/10 |

※減免決定までの間は、通常どおり納付願います。

後日、減免決定がなされた際は、納付額との差額を調整（還付等）します。

1 支援の内容

| | |
|----------|--|
| 2 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> • 現に所有し、かつ、居住していた住宅が半壊以上の被害の認定を受けた方 <ul style="list-style-type: none"> ※倉庫、店舗等の非住宅や居住していない住宅は、対象になりません。 • 自己（控除対象配偶者、扶養親族含む。）の所有する家財の損害の程度が 2/10 以上の方 • 農作物の減収による損失額が、平年における農作物の合計収入金額の 3/10 以上の方 |
| 3 必要書類等 | 減免申請書、り災証明書 |
| 4 手続き | 減免申請書に必要事項を記載して、令和元年 12 月 5 日（木）までに提出してください。 |
| 5 提出先 | 市役所 1 階 相談窓口（みんなのスクエア） |
| 6 受付日・時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |
| 7 お問い合わせ | 税務課 市民税係 電話 0248-88-9124 |

固定資産税・都市計画税の減免

平成31年度固定資産税の災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減額します。

●対象納期限：第3期以降

(1) 土地が災害により損害を受けた場合にあつては、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免します。

| 損害の程度 | 減免の割合 |
|----------------------------------|-------|
| 被害面積が当該土地の面積の10分の8 | 全 部 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき | 10分の8 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき | 10分の6 |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき | 10分の4 |

(2) 家屋が災害により損害を受けた場合にあつては、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免します。

1 支援の内容

| 損害の程度 | 減免の割合 |
|---|-------|
| 全焼、全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき | 全 部 |
| 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき | 10分の6 |
| 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき | 10分の4 |

(3) 償却資産が災害により損害を受けた場合にあっては、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免します。

| 損害の程度 | 減免の割合 |
|--|-------|
| 全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき | 全 部 |
| 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき | 10分の8 |
| 損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき | 10分の6 |
| 損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき | 10分の4 |

なお、都市計画税の減免については、固定資産税の減免と同様に取り扱います。

※減免決定までの間は、通常どおり納付願います。

後日、減免決定がなされた際は、納付額との差額を調整（還付等）します。

| | |
|----------|---|
| 2 活用できる方 | 納税義務者 |
| 3 必要書類等 | 減免申請書 |
| 4 手続き | 減免申請書に必要事項を記載して、令和元年12月18日（水）までに提出してください。 |
| 5 提出先 | 市役所1階 相談窓口（みんなのスクエア） |
| 6 受付日・時間 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 7 お問い合わせ | 税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125 |

国民健康保険税の減免

| 1 支援の内容 | <p>○住宅への被害 主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊・半壊</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○収入の減少 主たる生計維持者の事業収入等の減少額が見込まれ、次の1から3のすべての要件に該当する世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされる金額を差し引いた額）が前年の事業収入等の額の 3/10以上 2 前年の合計所得が 1,000 万円以下 3 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下 <p>【表1】×【表2】により算定</p> <p>【表1】</p> <table border="1"> <tr> <td>対象保険税額=A×B/C</td> </tr> <tr> <td>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額</td> </tr> <tr> <td>B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額</td> </tr> <tr> <td>C：当該世帯の前年の合計所得金額</td> </tr> </table> <p>【表2】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる生計維持者の前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 万円以下であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400 万円以下であるとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>550 万円以下であるとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>750 万円以下であるとき</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>1000 万円以下であるとき</td> <td>2/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業等の廃止や失業の場合は全部免除 複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用</p> <p>○人的被害 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 及び行方不明となった世帯 全部免除</p> <p>減免対象期間 令和元年（平成31年）度国民健康保険税のうち、普通徴収 4、5、6、7、8 期分 特別徴収 10、12、2 月徴収分</p> | 損害程度 | 減免の割合 | 全壊 | 全部 | 大規模半壊・半壊 | 1/2 | 対象保険税額=A×B/C | A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額 | B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額 | C：当該世帯の前年の合計所得金額 | 主たる生計維持者の前年の合計所得金額 | 減免の割合 | 300 万円以下であるとき | 全部 | 400 万円以下であるとき | 8/10 | 550 万円以下であるとき | 6/10 | 750 万円以下であるとき | 4/10 | 1000 万円以下であるとき | 2/10 |
|----------------|--|-------|-------|----|----|----------|-----|--------------|---------------------------|---------------------------------|------------------|--------------------|-------|---------------|----|---------------|------|---------------|------|---------------|------|----------------|------|
| | 損害程度 | 減免の割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 全壊 | 全部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 大規模半壊・半壊 | 1/2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対象保険税額=A×B/C | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | C：当該世帯の前年の合計所得金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 主たる生計維持者の前年の合計所得金額 | 減免の割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300 万円以下であるとき | 全部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 400 万円以下であるとき | 8/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 550 万円以下であるとき | 6/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 750 万円以下であるとき | 4/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1000 万円以下であるとき | 2/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 活用できる方 | 国民健康保険税の納税義務者で要件に該当する方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 必要書類等 | 減免申請書、り災証明書、 収入の減少による減免等を受ける場合は、減少見込額が推察できる書類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 手続き | 市役所に持参するか、郵送による | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 提出先 | 市役所 1 階 相談窓口（みんなのスクエア） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 受付日・時間 | 令和元年 11 月 12 日（火）～令和元年 12 月 5 日（木） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※期間内に手続きできない方は、ご相談ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 お問い合わせ | 保険年金課 国保税係 電話 0248-88-9136 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

No.15

【税等（減免・延長）】

国民年金第 1 号被保険者の国民年金保険料の免除

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 国民年金保険料（令和元年度は月額 16,410 円）全額免除 （注）ただし、年金額を計算する時、全額免除期間は納付した場合と比べ 1/2 として計算されます。 【免除期間】 令和元年 9 月分から令和 3 年 6 月分 なお、令和 2 年 7 月分以降については、改めて申請が必要となります。 |
| 2 活用できる方 | 国民年金第 1 号被保険者の方で、被害が最も大きい財産に係る損害が 2 分の 1 以上であること |
| 3 必要書類等 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（保険年金課窓口に備え付けてあります。） ・り災証明書の写し（半壊以上） ・被災状況届（保険年金課窓口に備え付けてあります。） ・印章 |
| 4 手続き | 市役所保険年金課・年金窓口で申請してください。 代理の方が申請する場合は、印章をお持ちください。 |
| 5 提出先 | 保険年金課 年金高齢者医療係 |
| 6 受付日・時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |
| 7 お問い合わせ | 保険年金課 年金高齢者医療係 電話 0248-88-9137 |

No.16

【税等（減免・延長）】

後期高齢者医療保険料の減免

| 1 支援の内容 | 対象保険料 ①災害発生日（令和元年 10 月 12 日）以後の納期 ②令和元年（平成 31 年）度保険料 （既に納付されている場合は還付扱い） | | | | | | | | |
|----------|--|------|-------|----|----|----|----|------|------------------------|
| 2 活用できる方 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害状況</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>2 分の 1 を超えない範囲で広域連合が決定</td> </tr> </tbody> </table> | 被害状況 | 減免の割合 | 全壊 | 全額 | 半壊 | 半額 | 床上浸水 | 2 分の 1 を超えない範囲で広域連合が決定 |
| 被害状況 | 減免の割合 | | | | | | | | |
| 全壊 | 全額 | | | | | | | | |
| 半壊 | 半額 | | | | | | | | |
| 床上浸水 | 2 分の 1 を超えない範囲で広域連合が決定 | | | | | | | | |
| 3 必要書類等 | <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料減免申請書（保険年金課窓口に備え付けてあります。） ・り災証明書（写し可） ・還付申込みを同時に受け付けますので、通帳をお持ちください。 | | | | | | | | |
| 4 手続き | 市役所保険年金課・後期高齢窓口で申請してください。 代理の方が申請する場合は、印章をお持ちください。 | | | | | | | | |
| 5 提出先 | 保険年金課 年金高齢者医療係 | | | | | | | | |
| 6 受付日・時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 | | | | | | | | |
| 7 お問い合わせ | 保険年金課 年金高齢者医療係 電話 0248-88-9137 | | | | | | | | |

介護保険料の減免

| 1 支援の内容 | <p>災害発生後に納期限が到来する介護保険料について、被害の状況により、令和元年度（平成31年度）の保険料減免を実施します。（要件に該当した方には、後日決定の通知をします。）</p> <p>○普通徴収（4期分以降） ○特別徴収（10月徴収分以降）</p> <p>※普通徴収の方については、4期及び5期分を令和元年12月12日（木）まで納期限を延長します。（口座振替登録がある方については、延長前の納期限日に口座振替となります。）</p> <p>※減免決定までの間は、通常どおり納付願います。後日、減免決定がなされた際は、納付額との差額を調整（還付等）します。</p> <p>○居住する住宅の損害（損害金額及び所得要件なし）</p> <table border="1" data-bbox="571 813 1348 963"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○主たる生計維持者の人的被害</p> <table border="1" data-bbox="571 1010 1348 1160"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡又は行方不明</td> <td rowspan="3">全部</td> </tr> <tr> <td>障害者となった場合</td> </tr> <tr> <td>重篤な傷病を負った場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業収入等の減少が見込まれる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損失額が平成30年中の額の10分の3以上 ・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が対象 <p>※対象の被保険者の基準所得金額（合計所得金額200万円）で軽減割合が異なります。</p> | 損害程度 | 減免割合 | 全壊 | 全部 | 半壊・大規模半壊 | 2分の1 | 床上浸水 | 2分の1 | 事由 | 減免割合 | 死亡又は行方不明 | 全部 | 障害者となった場合 | 重篤な傷病を負った場合 |
|-------------|--|------|------|----|----|----------|------|------|------|----|------|----------|----|-----------|-------------|
| 損害程度 | 減免割合 | | | | | | | | | | | | | | |
| 全壊 | 全部 | | | | | | | | | | | | | | |
| 半壊・大規模半壊 | 2分の1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 床上浸水 | 2分の1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事由 | 減免割合 | | | | | | | | | | | | | | |
| 死亡又は行方不明 | 全部 | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者となった場合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重篤な傷病を負った場合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ・現に居住していた住宅が床上浸水以上の被害を受けた世帯 ・災害により被害を受け、介護保険料負担能力を喪失したと認められる者 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 必要書類等 | 減免申請書、り災証明書等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 手続き | 減免申請書に必要事項を記載して、令和元年12月5日（木）までに提出してください。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 提出先 | <p>市役所1階 相談窓口（みんなのスクエア）</p> <p>◆郵送による申請の場合</p> <p>〒962-8601 須賀川市八幡町135番地 長寿福祉課 介護保険係 宛て</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 受付日・時間 | 午前8時30分～午後5時15分 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 お問い合わせ | <p>減免内容：長寿福祉課 介護保険係 電話 0248-88-8117</p> <p>口座振替：収納課 電話 0248-88-9126</p> | | | | | | | | | | | | | | |

市税等納期限の延長

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 市税の減免手続きのために、令和元年 10 月 13 日から令和元年 12 月 11 日までの間に納期限が到来する市税（個人市県民税、国民健康保険税など）の納期限を令和元年 12 月 12 日（木）まで延長します。 ※口座振替登録がある方については、延長前の納期限日に口座振替となります。 |
| 2 活用できる方 | 令和元年 10 月 13 日から令和元年 12 月 11 日までの間に、納期限が到来する市税（個人市県民税、国民健康保険税など）について課税がある方 |
| 3 必要書類等 | 納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に必要な書類はありません。 |
| 4 手続き | 納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に提出する書類はありません。 |
| 5 提出先 | 納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に提出するものではありません。 |
| 6 受付日・時間 | 納期限延長の手続きは、市が行います。 ※受付日・時間の指定はありません。 |
| 7 お問い合わせ | 個人市県民税 : 税務課 電話 0248-88-9123 0248-88-9124 国民健康保険税 : 保険年金課 電話 0248-88-9136 口座振替 : 収納課 電話 0248-88-9126 |

後期高齢者医療保険料の納期限延長

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 普通徴収分 3 期 令和元年 10 月 31 日納期 4 期 // 12 月 2 日納期 令和元年 12 月 12 日（木）まで延長します。 ※口座振替登録がある方については、延長前の納期限日に口座振替となります。 |
| 2 活用できる方 | 後期高齢者医療保険料普通徴収の方 |
| 3 必要書類等 | 納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に必要な書類はありません。 |
| 4 手続き | 納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に提出する書類はありません。 |
| 5 提出先 | 納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に提出するものではありません。 |
| 6 受付日・時間 | 納期限延長の手続きは、市が行います。 ※受付日・時間の指定はありません。 |
| 7 お問い合わせ | 保険年金課 年金高齢者医療係 電話 0248-88-9137 ※口座振替 : 収納課 電話 0248-88-9126 |

国民健康保険一部負担金の免除

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 住家の全半壊、全半焼、床上浸水の被災をしている場合は、医療機関等の窓口で申告をすると、一部負担金の支払いが不要となります。 【令和2年1月末までの診療、調剤及び訪問介護分】 ※なお、入院時食事療養費は、お支払いいただく必要があります。 |
| 2 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災者 ・主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った者 ・ // 行方不明である者 ・ // 業務を廃止し、または休止した者 ・ // 失職し、現在収入がない者 |
| 3 必要書類等 | なし |
| 4 手続き | 既に支払った医療費は、領収書を医療機関等に持参し、お早めに払い戻しを受けてください。 |
| 5 お問い合わせ | 保険年金課 国保給付係 電話 0248-88-9135 |

後期高齢者医療保険料一部負担金の免除

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 住家の全半壊、床上浸水の被災をしている場合は、医療機関の窓口で申告をすると、一部負担金の支払いが猶予されます。 【令和2年1月診療分まで】 ※なお、入院時食事療養費は、お支払いいただく必要があります。 |
| 2 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ・住家の全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災者 ・主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った者 ・ // 行方不明である者 ・ // 業務を廃止し、または休止した者 ・ // 失職し、現在収入がない者 |
| 3 必要書類等 | なし |
| 4 手続き | 既に支払った医療費は、領収書を医療機関等に持参し、お早めに払い戻しを受けてください。 |
| 5 お問い合わせ | 保険年金課 年金高齢者医療係 電話 0248-88-9137 |

介護保険サービス利用料の免除

| | |
|----------|---|
| 1 支援の内容 | 被災された要介護認定者等が介護サービスを利用した際の利用料の支払いが不要となります。ただし、施設に入所されている方の食費・居住費は、お支払いいただく必要があります。 免除期間：令和元年10月1日から令和2年1月末までのサービス提供分 |
| 2 活用できる方 | ■以下のいずれかに該当する旨をサービス事業所に申し出た方 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨 （り災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい） ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨 ③主たる生計維持者の行方が不明である旨 ④主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨 |
| 3 必要書類等 | なし |
| 4 手続き | 介護サービス利用時に介護サービス事業所へ口答申告をしてください。 |
| 5 提出先 | 書類の提出はありません。 |
| 6 受付日・時間 | 随時、介護サービス利用時に介護サービス事業所へ口答申告してください。 |
| 7 お問い合わせ | 長寿福祉課 介護保険係 電話 0248-88-8117 |

保育所・こども園保育料の減免

| | <p>被害の状況により、認可保育所・認定こども園・小規模保育施設の0歳～2歳児の保育料を、令和元年10月分から令和2年3月分まで、次の割合により減免します。</p> <p>(1) 保育料の算定対象者の住宅又は家財が被害を受けた場合 住宅又は家財の損害の金額が、その住宅又は家財の価格の10分の2以上で、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下の方は、次の割合により減免します。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>損害の程度が2/10以上5/10未満のとき</th> <th>損害の程度が5/10以上のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">全 部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保育料の算定対象者が災害により農作物に被害を受けた場合 農作物の減収による損失額の合計額が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上で、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下の方（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）は、次の割合により減免します。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td style="text-align: center;">全 部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td style="text-align: center;">8/10</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td style="text-align: center;">6/10</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td style="text-align: center;">4/10</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td style="text-align: center;">2/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (1)(2)どちらにも該当する場合には、保育料の算定対象者に最も有利な割合により減免します。</p> | 合計所得金額 | 減免の割合 | | 損害の程度が2/10以上5/10未満のとき | 損害の程度が5/10以上のとき | 500万円以下 | 1/2 | 全 部 | 750万円以下 | 1/4 | 1/2 | 750万円超 | 1/8 | 1/4 | 合計所得金額 | 減免の割合 | 300万円以下 | 全 部 | 400万円以下 | 8/10 | 550万円以下 | 6/10 | 750万円以下 | 4/10 | 750万円超 | 2/10 |
|----------|--|-----------------|-------|--|-----------------------|-----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-------|---------|-----|---------|------|---------|------|---------|------|--------|------|
| 合計所得金額 | 減免の割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 損害の程度が2/10以上5/10未満のとき | 損害の程度が5/10以上のとき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 500万円以下 | 1/2 | 全 部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 750万円以下 | 1/4 | 1/2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 750万円超 | 1/8 | 1/4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計所得金額 | 減免の割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300万円以下 | 全 部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 400万円以下 | 8/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 550万円以下 | 6/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 750万円以下 | 4/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 750万円超 | 2/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 支援の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 活用できる方 | 災害等により市民税を減免された保育料の算定対象者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 必要書類等 | 「利用者負担額減免申請書」、「市・県民税の減免決定通知書兼税額変更通知書」の写し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 手続き | 利用している保育所等に備え付けの減免申請書に記載し、税額変更通知書の写しを添付のうえ、提出してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 提出先 | 認可保育所、認定こども園、小規模保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 受付日・時間 | 「市・県民税の減免決定通知書兼税額変更通知書」発行後に受付を開始します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 お問い合わせ | こども課 保育幼稚園係 電話 0248-88-8124 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

児童クラブ保育料の減免

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 児童クラブを利用する児童の保護者の居住する住宅が被害を受けたとき、保育料を減免します。 <ul style="list-style-type: none"> ・対 象 「半壊」以上 ・保育料 無料 ・期 間 令和元年 10 月から令和 2 年 3 月までの 6 か月間 |
| 2 活用できる方 | 被災した、児童クラブ利用児童の保護者 |
| 3 必要書類等 | 「児童クラブ保育料減免申請書」、「り災証明書」の写し |
| 4 手続き | 利用している児童クラブに備え付けの減免申請書に記載し、り災証明書の写しを添付のうえ提出してください。 |
| 5 提出先 | 児童クラブ |
| 6 受付日・時間 | 児童クラブが開館している時間 ※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |
| 7 お問い合わせ | こども課 子育て支援係 電話 0248-88-8114 |

被災した児童・生徒への教科書・文房具支給

| | |
|----------|---|
| 1 支援の内容 | 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失もしくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障がある小学校児童、中学校生徒に対して、必要とする教科書及び文房具を支給します。 文房具の費用の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校児童 一人当たり 4,500 円 ・中学校生徒 一人当たり 4,800 円 |
| 2 活用できる方 | 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失もしくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障がある小学校児童、中学校生徒 |
| 3 手続き | 市内小・中学校を通して対象者を把握し、必要なものを調査したうえで支給します。 |
| 4 お問い合わせ | 学校教育課 電話 0248-88-9168 |

上下水道料金の減免

| 1 支援の内容 | 1 水道料金 ◆減免対象となる料金◆ | | | | |
|--|--|-----------|-------------|-------------|------------|
| | <table border="1"> <tr> <th>対象となる請求月分</th> </tr> <tr> <td>令和元年11月請求月分</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月請求月分</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月請求月分</td> </tr> </table> | 対象となる請求月分 | 令和元年11月請求月分 | 令和元年12月請求月分 | 令和2年1月請求月分 |
| | 対象となる請求月分 | | | | |
| | 令和元年11月請求月分 | | | | |
| | 令和元年12月請求月分 | | | | |
| 令和2年1月請求月分 | | | | | |
| ◆減免の基準◆ | | | | | |
| (1) 対象となる請求月分の水量と、前年同期の水量もしくは前3回の平均水量を比較し、最も少ない水量を使用水量とし、対象月の増加分を減免します。 | | | | | |
| (2) 基本水量以内の場合、減免の対象となりませんのでご了承ください。 <p>なお、令和元年10月12日以前に検針した使用水量については検針値とし、令和元年10月13日以後に検針した使用水量を減免の対象とします。</p> <p>※被災地域の水道料金が、奇数月請求の場合、検針が令和元年10月11日から25日まで行われたため、洗浄等により多水量となる前もしくは洗浄期間中に検針が行われた可能性があります。</p> <p>そのため、令和元年10月の検針で把握しきれなかった水量は、令和元年12月検針において多水量になることが想定されるため、令和元年11月分と令和2年1月分の使用水量について上記手順により水量を認定することにします。</p> <p>なお、偶数月請求の検針期間は、令和元年11月11日から25日までを予定しているため、令和元年12月分の使用水量を上記の手順により認定することにします。</p> | | | | | |
| 2 活用できる方 | 被災された上下水道使用者 | | | | |
| 3 必要書類等 | なし | | | | |
| 4 手続き | 市上下水道事業において、把握した被災区域の利用者を対象に減免措置を行いますので、特に申請する必要はありません。 | | | | |
| 5 お問い合わせ | 水道お客さまセンター 電話 0248-63-7111 | | | | |

下水道受益者負担金等の納期限延長

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | <p>下水道受益者負担金、下水道受益者分担金の納期限を延長します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 延長期間について 令和元年度第3期の期限を令和元年12月12日（木）まで延長します。 • 口座振替について 従来どおりの令和元年12月2日（月）に振替となりますので、その日に振替を希望されない方は、下記問い合わせ先（収納課）へご連絡ください。 • 納付書の再発行について 納付書については、従来のものを使用できますが、紛失等された方は、下記問い合わせ先（収納課）へご連絡ください。 |
| 2 活用できる方 | 下水道受益者負担金、下水道受益者分担金を納付している方 |
| 3 必要書類等 | なし |
| 4 手続き | なし |
| 5 お問い合わせ | <p>（受益者負担金等の納期延長について） 経営課 下水道係 電話 0248-88-9158</p> <p>（口座振替・納付書再発行について） 収納課 収納管理係 電話 0248-88-9126</p> |

住宅の応急修理制度

| | |
|------------|---|
| 1 支援の内容 | <p>住宅の応急修理の対象範囲は、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に修理を要する次の箇所について実施します。</p> <p>【応急修理の範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、柱、床、外壁、基礎等 2 ドア、窓等の開口部 3 上下水道、電気、ガス等の配管、配線 4 衛生設備 <p>※内装のみを修理するものは、原則として対象外です。</p> <p>【応急修理の基準額】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯当たり、595,000 円（税込）以内 （一部損壊(10%以上)は 300,000 円（税込）以内） <p>※応急修理代金を、市が修理業者にお支払いします。</p> |
| 2 活用できる方など | <ol style="list-style-type: none"> 1 次の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害により住宅が一部損壊（損壊割合が 10%以上、以下同じ）、半壊又は大規模半壊の被害を受けた方。 (2) 応急仮設住宅（民間借上住宅を含む）、公営住宅等と応急修理制度を重複して利用しないこと。 (3) 応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。被害を受けた住宅で生活が可能となることが見込まれること。 2 災害のため住家が半壊又は一部損壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯については、市において、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案して判断します。 <p><u>※民間賃貸住宅の借上げ制度は、住宅の応急修理制度を利用すると、提供を受けられなくなります。</u></p> |
| 3 手続き | <p>申込書に記入し提出ください。</p> <p>※その後の手続き、必要書類は受付時に説明します。</p> |
| 4 必要書類等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅応急修理申込書 2 須賀川市発行の「り災証明書」 3 世帯全員分の住民票 4 資力に関する申出書（半壊又は一部損壊の世帯のみ） 5 借家の応急修理にかかる所有者の同意書（借家の場合） |
| 5 受付場所 | 市役所 1 階 相談窓口（みんなのスクエア） |
| 6 受付日・時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |
| 7 お問い合わせ | 建築住宅課 指導企画係 電話 0248-88-9151 |

民間賃貸住宅の借上げ制度

| | |
|------------|--|
| 1 支援の内容 | <p>台風第 19 号の暴風雨による災害により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借上げて無償で提供します。</p> <p>(光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費などは、入居者の負担となります。)</p> |
| 2 活用できる方など | <p>1 入居者の要件 (いずれにも該当)</p> <p>(1) 令和元年 10 月 12 日現在、市内に居住していた方</p> <p>(2) 次の要件のいずれかを満たす方</p> <p>① 住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方</p> <p>② 半壊 (大規模半壊含む) であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方</p> <p>③ ライフラインが途絶、避難指示など、長期 (1 か月以上) にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方</p> <p>(3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方</p> <p>(4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方</p> <p>2 借り上げる住宅の要件 (いずれにも該当)</p> <p>(1) 貸主から同意を得ているもの</p> <p>(2) 昭和 56 年以降建設の住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅であること</p> <p>(3) 家賃が、1 か月当たり 6 万円以下 (対象世帯が 5 名以上 (乳幼児を除く) である場合にあっては 9 万円以下) であること</p> <p>※住宅応急修理制度は、民間賃貸住宅の借上げの提供を受けると、利用できなくなります。</p> |
| 3 手続き | <p>受付票に記入し提出ください。</p> <p>※その後の手続き、必要書類は受付時に説明します。</p> |
| 4 必要書類等 | <p>受付票、県借上げ住宅申込書、誓約書、り災証明書ほか</p> <p>※詳細は受付時に説明します。</p> |
| 5 受付場所 | 市役所 1 階 相談窓口 (みんなのスクエア) |
| 6 受付日・時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |
| 7 お問い合わせ | 建築住宅課 市営住宅係 電話 0248-88-9152 |

No.30 終了しました

【上下水道・住宅】

一時的な市営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | (1) 使用期間 原則3か月以内（令和2年1月末まで） ※あくまでも一時的な避難による無償提供となります。 (2) 使用料 家賃、敷金及び駐車場使用料は免除 （光熱水費、共益費は自己負担） 現状での入居となります。駐車場は、空きがない場合があります。 |
| 2 活用できる方 | 須賀川市在住の方で、台風第19号の暴風雨による災害により、床上浸水で大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住することが困難となった方。（暴力団員でないこと） |
| 3 必要書類等 | ①市営住宅一時使用（一時避難受入れ）申込書 ②スマートフォンなどで撮った床上浸水以上の写真 ※お申込み時に、床上浸水以上の被害があったことが確認できる写真（浸水の痕など）を、スマホや携帯電話等で提示いただくこととなります。 |
| 4 手続き | 上記4の必要書類等で、お申し込みください。 申し込みが複数の場合は、抽選を行います。 |
| 5 提出先 | 建築住宅課 市営住宅係 |
| 6 受付日・時間 | 令和元年10月16日（水）から令和元年10月24日（木）まで |
| 7 お問い合わせ | 建築住宅課 市営住宅係 電話 0248-88-9152 |

No.31 終了しました

【上下水道・住宅】

一時的な県営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 追加募集の有無など、詳細は下記の県中建設事務所総務部行政課へお問い合わせください。 |
| 2 お問い合わせ | 郡山市麓山1-1-1 郡山合同庁舎 北分庁舎 県中建設事務所 総務部行政課 電話 024-935-1427 |

農業被害証明書交付

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | <p>台風第 19 号の暴風雨による影響で農林業用資産又は家畜、生産物に被害を受け、農家経営安定資金等の融資を申し込むにあたり「被害証明書」が必要となる農業者に対し、証明書を交付します。</p> <p>[資金の詳細]</p> <p>○農家経営安定資金（小災害資金） 福島県独自の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金用途 農業施設等の復旧、営農のための運転資金 ・ 償還期限 10 年以内（うち据置 3 年以内） ・ 貸付限度額 500 万円 ・ 貸付利率 0.06%以内（農協取扱いは無利子） ・ 申込期限 令和 2 年 3 月 13 日（金）まで <p>○農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金用途 災害等に対し農業経営を維持・安定するための資金 ・ 償還期限 10 年以内（うち据置 3 年以内） ・ 貸付限度額 600 万円 ・ 貸付利率 0.06%（貸付当初 5 年間実無利子） ・ 申込期限 令和 2 年 3 月 31 日（火）まで |
| 2 活用できる方 | 農林業用資産又は家畜、生産物に被害を受けた農業者 |
| 3 必要書類等 | 被害状況写真 被害所在地が確認できる凶面（無い場合は市で準備します。） |
| 4 手続き | 必要書類を持参し、産業部農政課へ申請してください。 |
| 5 提出先 | 農政課 |
| 6 受付日・時間 | 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |
| 7 お問い合わせ | 農政課 農政係 電話 0248-88-9138 |

農業等災害対策の相談

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 農業用施設等や農業被害の修繕更新など、営農を再開する 農業者の相談を受付します。 (申請の受付は、別途お知らせします。) |
| 2 活用できる方 | 農業施設・機械等に被害を受けた農業者 |
| 3 必要書類等 | 被災した営農資産(農機具等)の状況写真 |
| 4 手続き | 必要書類を持参し、産業部農政課へ相談してください。 |
| 5 提出先 | 農政課 |
| 6 受付日・時間 | 平日 午前8時30分～午後5時15分 |
| 7 お問い合わせ | 農政課 農産振興係 電話 0248-88-9139 |

農地等災害対策の相談

| | |
|----------|---|
| 1 支援の内容 | 農地・農業用施設復旧に対する支援をします。 申請受付は、令和元年11月21日(木)から開始します。 (要件等については、別途お知らせします。) |
| 2 活用できる方 | 被害を受けた農地・農業用施設の所有者または耕作者 |
| 3 必要書類等 | 被災した農地等の写真 |
| 4 手続き | 必要書類を持参し、産業部農政課へ相談してください。 |
| 5 提出先 | 農政課 |
| 6 受付日・時間 | 平日 午前8時30分～午後5時15分 |
| 7 お問い合わせ | 農政課 農地林務係 電話 0248-88-9140 |

事業用資産り災証明書交付

◆第2版～

| | |
|----------|---|
| 1 支援の内容 | 台風第 19 号の暴風雨による災害で被害を受けた事業用資産の被害状況に対して、り災証明書を交付します。 |
| 2 活用できる方 | 市内で事業を営む方 ・市内の物件、設備が対象となります。 ・市内事業者でも市外の物件については対象外となります。 |
| 3 必要書類等 | ・被害状況の分かる写真 ・被害にあわれた物件、設備等が事業者所有と確認できるもの（減価償却資産計算書など） |
| 4 手続き | 商工労政課へ申請ください。 |
| 5 提出先 | 商工労政課 |
| 6 受付日・時間 | ・令和元年 11 月 11 日（月）から受付を開始しました。 （平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分） ※ 11 月 17 日（日）、24 日（日）は、休日対応いたします。（申請受付のみとし、証明書は後日郵送します。） |
| 7 お問い合わせ | 商工労政課 企業誘致商工振興係 電話 0248-88-9142 |

災害救援物資の提供

◆第2版～

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 全国から寄せられた災害救援物資を、台風第 19 号の暴風雨による災害で被害を受けた方に提供します。 |
| 2 活用できる方 | 台風第 19 号の暴風雨による災害で被害を受けた方 |
| 3 必要書類等 | り災証明書または住所が分かるもの |
| 4 手続き | 【平日】市庁舎 2 階 商工労政課または観光交流課 【11 月 17 日（日）、11 月 24 日（日）】 市庁舎 1 階 みんなのスクエア ※物資には限りがありますので、種類によっては早めに提供を終了する場合があります。予めご了承ください。 |
| 5 提出先 | 上記手続き窓口 |
| 6 受付日・時間 | ・提供期間 令和元年 11 月 11 日（月）から当分の間 （平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分） ※ 11 月 17 日（日）、24 日（日）は、 市役所 1 階 みんなのスクエアで休日対応いたします。 |
| 7 お問い合わせ | 商工労政課 電話 0248-88-9141 |

豪雨対策特別資金融資制度

| | |
|----------|---|
| 1 支援の内容 | <ul style="list-style-type: none"> • 対象者 次のすべての要件を満たす者 ア 市内に事業所を有する者 イ 市長が発行する豪雨災害によるり災証明書を受けた者 ウ 市税を完納している者 エ 借入計画が適当であると認められる者 • 資金使途 運転資金、設備資金（併用可） • 融資限度額 1 事業者 3,000 万円以内 • 返済期間 10 年以内（据置期間 2 年以内） • 利率 固定 1.5%以内 • 取扱期間 令和元年 11 月 11 日から令和 2 年 3 月 31 日まで • 申込先 市融資制度取扱金融機関 【須賀川信用金庫市内 5 店舗、 東邦銀行市内 3 店舗、 福島銀行須賀川支店、 大東銀行須賀川支店、 常陽銀行須賀川支店、 県商工信用組合須賀川支店】 • 優遇措置 ア 信用保証料補助 35 万円まで イ 利子補給 約定利子 最大 5 年間全額 |
| 2 活用できる方 | 上記対象者 |
| 3 必要書類等 | 上記金融機関へお問合せください。 |
| 4 手続き | 上記金融機関へお申込みください。 |
| 5 提出先 | 上記金融機関 |
| 6 受付日・時間 | 令和元年 11 月 11 日（月）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで |
| 7 お問い合わせ | 商工労政課 企業誘致商工振興係 電話 0248-88-9142 |

No.38

【衛生・健康・災害ごみ】

保健師等による健康相談

| | |
|----------|---|
| 1 支援の内容 | 保健師及び管理栄養士が、避難者の健康状態確認のため避難所を巡回しています。 また、通常業務に加え、被災世帯への保健師等による自宅訪問や電話による体調確認・保健指導を実施しています。 |
| 2 お問い合わせ | 健康づくり課 保健指導係 電話 0248-88-8123 |

No.39

【衛生・健康・災害ごみ】

家屋床下の消毒・消毒液の無料配布

| | |
|----------|---|
| 1 支援の内容 | 被害を受けた家屋を対象に、床下の消毒を行います。 消毒実施時に床上・床下用薬剤も一緒に配布しています。 消毒の薬剤は、健康づくり課で配布しています。 消毒用薬剤：10%塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん液）を50～200倍に希釈したものを使用。 |
| 2 活用できる方 | 被災した家屋 |
| 3 必要書類等 | なし |
| 4 手続き | 健康づくり課に連絡してください。 |
| 5 受付日・時間 | ・配布場所 健康づくり課 電話で受付可能 ・配布時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 |
| 6 お問い合わせ | 健康づくり課 電話 0248-88-8122 |

No.40

【衛生・健康・災害ごみ】

消毒液の無料配布（事業所）

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | 被害を受けた事業所を対象に、消毒液の無料配布を行います。 |
| 2 活用できる方 | 被災された事業所 |
| 3 必要書類等 | なし |
| 4 手続き | 下記配布場所において、事業所名・住所等をご記入いただきます。 |
| 5 提出先 | 下記配布場所において配布いたします。 |
| 6 受付日・時間 | ・配布日 令和元年10月28日（月）から ・配布場所 健康づくり課、東公民館、西袋公民館、仁井田公民館、大東公民館 ・配布時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 |
| 7 お問い合わせ | 商工労政課 企業誘致商工振興係 電話 0248-88-9142 |

災害ごみの収集

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | <p>① 収集業者等による戸別収集 自宅前に、災害ごみと分かるように明記して出されたものを収集車で順次回収します。</p> <p>② 仮置き場への直接搬入 牡丹台運動公園自由広場での受入れ（11月30日（土）まで） 9：00～12：00、13：00～16：00（水曜日休み）</p> |
| 2 活用できる方 | <p>水害により浸水被害を受けた方</p> <p>※リフォーム業者が補修・改修工事を行って生じた廃棄物は、「産業廃棄物」に該当するため、搬入することはできません。（業者のトラックに所有者が同乗する場合でも、搬入はできません。）</p> <p>※リフォームのために家屋の一部を所有者自身で解体して生じた廃棄物を、所有者自身が仮置き場へ搬入することは可能です。</p> |
| 3 必要書類等 | <p>直接搬入の場合は、搬入時に「り災証明書（写しでも可）」の提示が必要となります。</p> |
| 4 お問い合わせ | <p>環境課 電話 0248-88-9129</p> |

個人番号カード・通知カード再交付手数料の免除

| | |
|----------|--|
| 1 支援の内容 | <p>災害で紛失、損傷した個人番号カード及び通知カードの再交付にかかる手数料を免除します。</p> <p>※ 再交付の場合もお渡しは、申請から1か月程度かかります。</p> <p>※ 既に納入した手数料の還付はありません。</p> |
| 2 活用できる方 | <p>須賀川市が発行する「り災証明書」または「被災証明書」の交付を受けている世帯主及び同一世帯員</p> |
| 3 必要書類等 | <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書または被災証明書 ・本人確認書類：運転免許証など写真付きのものは1点 保険証、通帳などの場合は2点 ・再交付申請書に貼付する顔写真1枚（縦4.5センチ×横3.5センチ） （市民課窓口でも実費200円で撮影できます。） <p>※ご不明な点はお問い合わせください。</p> |
| 4 手続き | <p>紛失した個人番号カードなどの利用停止のお手続きが必要です。</p> <p>併せて、再交付のご説明もしますので、事前に、市民課（電話0248-88-9134）にご連絡ください。</p> |
| 5 提出先 | <p>市民課</p> |
| 6 受付日・時間 | <p>平日 午前8時30分～午後5時15分</p> |
| 7 お問い合わせ | <p>市民課 電話 0248-88-9134</p> |

チェックシート

相談や申請などをする項目の
チェック欄に「○」を付けてください。

※「対象」欄の見かた

「全」…全壊以上、「大」…大規模半壊以上、「半」…半壊以上、「一」…一部損壊以上、「そ」…その他の条件あり

| 窓口 | 分野 | チェック欄 | 支援制度名 | 対象※ | り災証明書 原本提示 | り災証明書以外に必要な書類等 (条件によっては必要でない書類もあります) | 担当課 チェック欄 | 担当課 | |
|-------------------------|--|------------------------|---|-----|--|---|--------------|-------------------------|-----|
| 相談窓口 (みんなのスクエア) | 災害の証明書 に関する事 | | り災証明書交付、再調査受付 | | | <input type="checkbox"/> り災証明書交付申請書 | | | |
| | | | 被災証明書交付 ※に井田・小塩江・大東各市民サービスセンターでも交付(平日のみ) | そ | | <input type="checkbox"/> 被災証明書交付申請書 <input type="checkbox"/> 被害状況が分かる写真や修繕見積書 | | 税務課 | |
| | 住宅に関する事 | | 住宅の応急修理制度 | 半 | ○ | <input type="checkbox"/> 住宅の応急修理申込書 <input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員) <input type="checkbox"/> 資力に関する申出書 ※後日、業者の作成書類に記名押印必要 | | 建築住宅課 | |
| | | | 民間賃貸住宅の借上げ制度 | 全 | ○ | <input type="checkbox"/> 借上げ住宅受付票 <input type="checkbox"/> 誓約書 ※受付時に配布するチェックリストの書類 | | | |
| | 市税及び 介護保険料の減免 に関する事 | | 個人市県民税の減免 | 半 | ○ | <input type="checkbox"/> 減免申請書 | | | 税務課 |
| | | | 固定資産税・都市計画税の減免 | 半 | | <input type="checkbox"/> 減免申請書 | | | |
| | | 国民健康保険料の減免 介護保険料の減免 | そ | ○ | <input type="checkbox"/> 減免申請書 | | | 保険年金課 長寿福祉課 | |
| その他の申請・相談窓口 4番から27番 | 見舞金、貸付金 及び給付金 に関する事 | | 災害見舞金 | 半 | | <input type="checkbox"/> 被災届 <input type="checkbox"/> 預金通帳の写し | | | |
| | | | 災害援護資金貸付金 | そ | ○ | <input type="checkbox"/> 災害援護資金借入申込書 <input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員、連帯保証人) <input type="checkbox"/> 所得証明書(世帯全員、連帯保証人) <input type="checkbox"/> 印鑑証明書(借受人、連帯保証人) <input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 家財の損害状況調査書 <input type="checkbox"/> 解体証明書 <input type="checkbox"/> 契約書の写し等 | | 社会福祉課 | |
| | | | 災害弔慰金 | そ | | 窓口で確認してください | | | |
| | | | 災害障害見舞金 | そ | | 窓口で確認してください | | | |
| | 保険料の減免 に関する事 | | 被災者生活再建支援制度 | 大 | | <input type="checkbox"/> 預金通帳の写し <input type="checkbox"/> 住家解体証明書 <input type="checkbox"/> 滅失登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 契約書の写し等 | | | |
| | | | 国民年金第1号被保険者の 国民年金保険料の免除 | 半 | ○ | <input type="checkbox"/> 国民健康保険料免除・納付猶予申請書 <input type="checkbox"/> 被災状況届 <input type="checkbox"/> 印章 | | 保険年金課 | |
| | 保育料等の減免 に関する事 ※各施設で受け | | 後期高齢者医療保険料の減免 | 半 | ○ | <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料減免申請書 <input type="checkbox"/> 印章 | | | |
| | | | 保育所・こども園保育料の減免 | そ | | <input type="checkbox"/> 利用者負担額減免申請書 <input type="checkbox"/> 市・県民税の減額決定通知書兼税額変更通知書の写し | | こども課 | |
| | 衛生に関する事 ※平日のみ受け | | 児童クラブ保育料の減免 | 半 | ○ | <input type="checkbox"/> 減免申請書 | | | |
| | | | 家屋床下の消毒・ 消毒液の無料配布 | そ | | なし | | 健康づくり課 | |
| | 消毒液の無料配布(事業所) | そ | | なし | | 商工労政課 ※配布は健康づくり課 | | | |
| その他窓口 | 災害の証明書 に関する事 ※平日のみ受け(ただし、11/17、11/24は申請のみ受け) | | り災証明書交付(事業所用) | そ | | <input type="checkbox"/> 被害状況が分かる写真 <input type="checkbox"/> 所有資産が確認できる書類 | | 商工労政課 | |
| | 手数料の免除 に関する事 | | 証明書交付手数料の免除 | そ | ○ 被災証明書も可 | ※申請の際に必要な書類等あり(担当課に確認) | | 市民課、税務課、 各市民サービスセンター | |
| | | | 個人番号カード・通知カード 再交付手数料の免除 ※平日のみ受け | そ | | ※個人番号カード紛失の場合、停止手続きが必要 事前に市民課(電話 88-9134)に連絡 | | 市民課 | |
| | 農業に関する事 ※平日のみ受け | | 農業被害証明書交付 | そ | | <input type="checkbox"/> 被害状況写真 <input type="checkbox"/> 被害所在地が確認できる図面(無い場合は市で準備) | | 農政課 | |
| | | | 営農及び農地災害相談 | そ | | <input type="checkbox"/> 被災した営農資産(農器具等)、農地等の写真 | | | |
| 貸付金 に関する事 ※平日のみ受け | | 生活福祉資金貸付 (緊急小口資金) | そ | ○ | <input type="checkbox"/> 身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等) <input type="checkbox"/> 印章 <input type="checkbox"/> 申込者本人名義の預金通帳又はキャッシュカード | | 社会福祉協議会 | | |

【市役所での手続きがいらぬもの】

| 分野 | 支援制度名 | 対象※ | 摘要 | 担当課 |
|--------------------------------|----------------------------|-----|-------------------------------------|-------------------|
| 災害ごみに関する事 | 災害ごみ仮置き場への自己搬入 | そ | 搬入時に「り災証明書」又は「被災証明書」(コピー可)を提示してください | 環境課 |
| 医療費の一部負担金 や介護保険利用料 に関する事 | 国民健康保険及び後期高齢者医療保険料一部負担金の免除 | そ | 医療機関等の窓口申し出てください | 保険年金課 |
| | 介護保険サービス利用料の免除 | そ | 介護サービス事業所に申し出てください | 長寿福祉課 |
| 商工業に関する事 | 豪雨対策特別金融融資制度 | そ | 融資制度取扱金融機関に問合せしてください | 商工労政課 |
| 上下水道に関する事 | 上下水道料金の減免 | そ | | 水道お客さまセンター |
| 納期限の延長 に関する事 | 市税等納期限の延長 | | 手続きは不要です | 税務課、収納課、 保険年金課 |
| | 後期高齢者医療保険料の納期限延長 | | | 保険年金課、収納課 |
| | 介護保険料の納期限延長 | | | 長寿福祉課、収納課 |
| | 下水道受益者負担金等の納期限延長 | | | 経営課、収納課 |